# 保健福祉課

# ◆身体障害者巡回相談のお知らせ

◎期 日 平成29年10月17日(火)

◎ 会 場 朝倉市総合市民センター(ピーポート甘木)

予約制

◎ 受付時間 9時30分~11時00分

12時30分~14時00分

(診察開始時間) 10時 00分~

- \* 12 時~ 13 時は、診察は行いません。
- \*予約人数が20名以下の場合は、午前中で終了します。
- ◎ 相談内容
  - 1 肢体不自由の補装具費の新規支給、再支給、修理の要否判定、処方等。 ※事前に役場保健福祉課まで連絡をいただき、予約が必要となります。

ただし、電動車椅子、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置については相談のみで、判定は行いません。

巡回相談では、身体障害者手帳の診断書作成は行いませんので、手帳を希望する方は、県が 指定した最寄りの指定医師がおられる病院等で作成してもらってください。

- 2 その他
  - (1) 診察・相談等の担当
  - ①肢体不自由の担当医師(整形外科医師又はリハビリテーション科医師)
  - ②市町村、更生相談所
  - (2) 持参するもの(障害者の方ご自身が必ず来場してください。)
  - ①印鑑
  - ②身体障害者手帳
  - ③補装具費再支給の場合は、前回支給の補装具
  - ④補装具修理の場合は、修理が必要な補装具

※相談をご希望の方は、必ず予約が必要となりますので 10 月 2 日(月)までに下記連絡先まで お電話をお願いします。

お問合せ

東峰村役場宝珠山庁舎 総合窓口 保健福祉課 (電話:72-2311)

# 企画政策課 ◆第3回英彦山修験道トレイル中止のお知らせ

平成29年10月1日(日)に開催を予定しておりました第3回英彦山修験道トレイル in 東峰村は、主催者と協議した結果、安全面に配慮して中止することに決定しました。

つきましては、ご理解、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

お問合せ

東峰村役場宝珠山庁舎 企画政策課(電話:72-2311)



事業主のみなさまへ

# **平成30年4月1日**から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の 理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります (障害者雇用率制度)。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率		
尹未工匹刀	現行		平成30年4月1日以降
民間企業	2.0%	$\Rightarrow$	<u>2.2%</u>
国、地方公共団体等	2.3%	$\Rightarrow$	<u>2.5%</u>
都道府県等の教育委員会	2.2%	$\Rightarrow$	<u>2.4%</u>

また併せて、下記の2点についてもご注意くださいますよう、お願いいたします。

#### 留意点 1

対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。

▶ 従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、 従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければ なりません。

# 留意点

# 平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。

▶ 平成30年4月から3年を経過する日より前\*に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。 (国等の機関も同様に0.1%引上げになります。) ※ 具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。

※2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL290630雇障01

# Q & A

### **Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか?**

A1. 新しい法定雇用率で算定していただくことになります。平成31年4月1日から同年 <u>5月15日までの間に申告していただく分から</u>(申告対象期間が、平成30年4月から平 成31年3月までの分から)適用されますので、申告の際はご注意ください。

## **Q2.** 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか?

A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度を ご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所 管轄のハローワークにご相談ください。

### Q3. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか?

**A3.** 「障害者に向いている仕事」「障害者に向いていない仕事」というものはありません。 一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、 製造からシステムエンジニアなどの専門職まで、様々な職種で雇用されています。

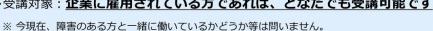
(参考)障害者雇用事例リファレンスサービス http://www.ref.jeed.or.jp/

# 開講のお知らせ 平成29年秋

# 精神・発達障害者しごとサポーター養成講 が始まります!

## 養成講座の概要

- ◆メリット:精神・発達障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な 配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆講座時間:90~120分程度(講義75分、質疑応答15~45分程度)を予定
- ◆受講対象:企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。



※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を 進呈予定です(数に限りがあります)。





#### ハローワークから講師が事業所に出向きます。

また、**精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、** 精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。

詳しくは、都道府県労働局職業安定部職業対策課にお問い合わせください。

※「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。 また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

# 住民税務課

# ◆甘木・朝倉・三井環境施設組合

# 「サン・ポート」の受入品目及び処理手数料の改定について

## 1. ブロック・スレート等7品目に係る受入品目と手数料の改定

今回サンポートでは直接搬入の受入品目の追加と手数料の改定を行いました。

●受入品目	新たに追加する受入品目は、ブロック、コンクリート、タイル、 レンガ、瓦、スレート、石膏ボードの7品目
●受入開始時期	平成 29 年 4 月 1 日から
●処理手数料	150 円 / 10kg(新規)









### 2. 平成 29 年度中の料金改定の予定について

今回、処理費用に見合った適切な受益者負担と、周辺自治体との料金水準の均衡を図るために、平成29年10月1日から次のとおり料金を改定します。

区分	処理手数料額			改定時期
	既存単価	新規単価	値上げ幅	以及时期
家庭系一般廃棄物	50円/10kg	150円/10kg	100 円増	H 29.10.1
事業系一般廃棄物	150 円/ 10kg	150円/10kg	_	_

#### 3. その他

- ・他のごみ(一般廃棄物)とは混載しないで下さい。
- ・<u>ブロック・スレート等7品目の搬入に際しては、事前に村でごみ(一般廃棄物)の確認・チェックを行い、「搬入許可証」を発行します。搬入許可証を持参のうえサンポートに搬入して下さい。</u>
- ・スレート、石膏ボードはビニールで二重に包み飛散防止に努めてください。搬入量は1日当たり 40 L 程度の市販の袋2袋までです。
- ・ブロック、コンクリート、タイル、レンガ、瓦の搬入量は1日当たり軽トラ1台分までです。
- ※その他、ご不明な点がありましたら住民税務課環境衛生係(74-2311)までお問い合わせください。

#### お問合せ

東峰村役場小石原庁舎 住民税務課(電話:74-2311)

# 管理栄養士からのお知らせーで



避難所の生活や非日常的な状況が続くと、栄養の過不足による、体調不良や生活習慣病の発 症、持病の悪化を起こしてしまいます。

## ビタミン類を積極的に摂りましょう!

災害時の食事は糖質に偏りがちです。ビ タミン類を多く含む野菜や果物は購入し てでも積極的に食べましょう。野菜や果 物が手に入らないときは、野菜ジュース 等をうまく活用しましょう。







### 塩分の摂りすぎに注意しましょう!

災害時の食事はカップ麺や缶詰など簡易 的なものが多く、塩分もたくさん含まれ ています。減塩のものを利用したり、汁 は残したりなど、工夫をしましょう。







### 必要以上に食べないようにしましょう!

もったいないからといって、無理して食 べてしまうと、肥満・生活習慣病・持病 の悪化につながります。残しましょう。





## たんぱく源を摂りましょう!

肉や魚・卵などに含まれるたんぱく質は 体を作る基になります。1日に1回はた んぱく源を食べるようにしましょう。





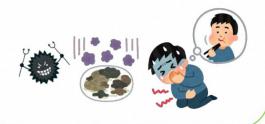






#### 食中毒に注意しましょう!

気温も湿度も高いこの時期は食材や食品 が傷みやすく、それを食べることで食中 毒を起こしてしまいます。食材はしっか りと加熱をし、余ってしまい時間がたっ たものは捨てる勇気を持ちましょう。



#### 熱中症に注意しましょう!

気温も湿度の高い中で、長時間作業をす ると、熱中症になってしまいます。適度 な休憩と、こまめな水分補給を心がけ、 帽子や冷却グッズを上手に活用し、予防 しましょう。スポーツドリンクや経口補 水液の取りすぎは、逆に悪影響になる可 能性があるので、注意が必要です。







健康に関する質問・ご相談は保健福祉課まで TEL: 0946-74-2311